

公益社団法人
3.11 みらいサポート

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は公益社団法人 3.11 みらいサポートと称し、英語名で 3.11 Future Support Association（略称 311FS）と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、東日本大震災などの災害による被害の支援、および地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 災害による被害者の支援を目的とする事業
- (2) 勤労意欲のある者への就労支援事業
- (3) 災害の防止を目的とする事業
- (4) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (5) 教育を通して豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (6) 前条の目的を達成するための旅行業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な公益目的事業

2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて法人を維持継続するための収益事業を行う。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(規 律)

第 7 条 この法人は、社員総会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(種別)

第8条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、その承認を得なければならない。

- 2 入会は、社員総会において定める会員資格規程（以下「会員資格規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員資格規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会員資格規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその4分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 3年間以上会費等及び賛助会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総正会員の同意があったとき。
- 2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第12条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第18条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第55条第1項若しくは第2項に規定する選任については、この限りではない。

(種類及び開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

- 第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 代表理事は、第17条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、または電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、または電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

- 第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第20条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第21条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

- 第22条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的な方法により議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第23条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。理事は、正会員の中から選任することとする。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事より副代表理事、専務理事を選定することができる。ただし、副代表理事は2名以内、専務理事は1名以内とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事及び副代表理事に事故があるとき、又は代表理事及び副代表理事が欠けたときは、代表理

事の業務執行に係る職務を代行する。

- 5 代表理事、副代表理事、専務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 6 代表理事、副代表理事、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 8 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 9 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会運営規則によるものとする。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第30条 理事又は監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員報酬規程による。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧 問)

- 第33条 この法人に顧問を5名以内で置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。
 - 3 顧問は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 4 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事と専務理事に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設 置)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

（種類及び開催）

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第37条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ること

なく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席（テレビ会議等による参加を含む）がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席（テレビ会議等による参加を含む）し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

5 前項の規定は、法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

3 当該場所に存しない理事、監事がテレビ会議等で理事会に出席をした場合には、テレビ会議システムを用いて理事会を開催した旨の記述を議事録に残すものとする。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第43条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

- 2 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産又はその他の財産については、その4分の1以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減書計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 3 前2項の書類(定款を除く。)については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
 - 5 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければ

ばならない。

(会計原則等)

- 第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第49条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、社員総会における総会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議によるほか、法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会の委員は、原則として無報酬とする。

第8章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第58条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑則

(委任)

- 第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時社員)

- 第60条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。
- | | |
|-------|-------|
| 設立時社員 | 伊藤 秀樹 |
| 設立時社員 | 窪木 好文 |
| 設立時社員 | 熊谷 陸 |
| 設立時社員 | 大丸 英則 |
| 設立時社員 | 中川 政治 |
| 設立時社員 | 松永 有一 |

附 則

- 1 この定款は、認定法第4条の規定に基づく認定を受けた日から施行する。
- 2 認定法第4条の規定に基づく認定を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、認定を受けた日を事業年度の開始日とする。
- 3 変更後の定款は、平成31年4月1日から施行する。

第 5 回

決 算 報 告 書

自 30 年 10 月 1 日

至 1 年 9 月 30 日

公益社団法人 3.11みらいサポート

代表理事 鈴木 典行

貸借対照表

令和1年9月30日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,826,496	14,671,285	-6,844,789
未収入金	15,566,423	9,176,505	6,389,918
商品	298,571	446,927	-148,356
立替金	58,296	900	57,396
前払費用	203,500	140,400	63,100
流動資産合計	23,953,286	24,436,017	-482,731
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
震災伝承準備資金	2,223,952	1,000,000	1,223,952
寄付者指定資金(311MN基金)	20,501,750	6,302,192	14,199,558
特定資産合計	22,725,702	7,302,192	15,423,510
(3) その他固定資産			
建物	7,806,169	9,615,386	-1,809,217
車両運搬具	2	4	-2
什器備品	2	61,101	-61,099
敷金	54,000	0	54,000
保証金	3,000,000	3,000,000	0
ソフトウェア	748,296	984,600	-236,304
その他の固定資産合計	11,608,469	13,661,091	-2,052,622
固定資産合計	34,334,171	20,963,283	13,370,888
資産合計	58,287,457	45,399,300	12,888,157
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,667,200	3,378,698	-711,498
未払法人税等	92,800	72,000	20,800
未払消費税等	660,600	799,000	-138,400
前受金	0	10,000	-10,000
預り金	78,236	77,198	1,038
流動負債合計	3,498,836	4,336,896	-838,060
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	3,498,836	4,336,896	-838,060
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取事業助成金	15,541,367	7,353,337	8,188,030
受取寄付金	2,170,518	1,132,094	1,038,424
寄付者指定資金(311MN基金)	10,501,750	6,302,192	4,199,558
指定正味財産合計	28,213,635	14,787,623	13,426,012
2. 一般正味財産			
一般正味財産	26,574,986	26,274,781	300,205
正味財産合計	54,788,621	41,062,404	13,726,217
負債及び正味財産合計	58,287,457	45,399,300	12,888,157

財 産 目 録
令和 1 年 9 月 30 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金	事務所／石巻市立町	小口現金用として		252,065
普通預金	七十七銀行／石巻支店			1,340,000
普通預金	七十七銀行／石巻支店			4,388,025
普通預金	七十七銀行／石巻支店	266,699円を3.11基金として別計		613,756
普通預金	石巻信用金庫／向陽			
普通預金	石巻信用金庫／本店			25,200
普通預金	三井住友銀行／仙台			358,366
普通預金	ゆうちょ銀行			849,084
普通預金	石巻商工信用	特定費用準備金口座		
普通預金	石巻信用金庫	3.11MN基金口座		
普通預金	ゆうちょ銀行			
商品	書籍／165冊@451円 書籍／821冊@256円 233枚@60円	震災の語り部「3.11」 「NPOの貢献」 クリアファイル		298,571
未収入金	石巻市	石巻復興応援隊設置業務		2,116,800
未収入金	3.11メモリアルネットワーク	震災伝承ネットワーク基盤・連携		5,918,940
未収入金	復興庁	「心の復興」事業		2,809,361
未収入金	復興庁	被災者支援コーディネート事業		3,339,645
未収入金	宮城県	絆力を活かした震災復興支援事業		203,008
未収入金	石巻市	石巻地域おこし協力隊		108,204
未収入金	伝承・交流	震災学習プログラム等		1,070,465
前払費用	㈱ホシノ	事務所家賃10月分		44,000
前払費用	㈱ホシノ	つなぐ館家賃10月分		55,000
前払費用	㈲大丸	駐車場代10月分		44,000
前払費用	㈱旭比野	仙台事務所10月分		60,500
立替金	石巻税務署	源泉所得税還付金等		58,296
流動資産合計				23,953,286
(固定資産)				
基本財産				
特定資産	震災伝承準備資金	震災伝承・復興・防災に関わる		2,223,952
	寄付者指定資金	3.11メモリアルネットワーク基金		20,501,750
その他固定資産	車両運搬具	業務用として		1
	車両運搬具	業務用として		1
	建物	公益目的保有財産		1,489,472
	建物	公益目的保有財産		5,374,501
	建物	公益目的保有財産		942,196
	什器備品	デスクトップPC		1
	什器備品	プロジェクター		1
	ソフトウェア	3次元モデル作成ソフト		748,296
	保証金	旅行業務の供託金		3,000,000
	敷金	㈱旭比野/仙台事務所		54,000
固定資産合計				34,334,171
資産合計				58,287,457
(流動負債)				
未払金	従業員給与等	9月分給与等		2,667,200
未払金	石巻年金事務所	健康保険料厚生年金保険料9月分		
未払金	事業費未払金など			
未払金	公共料金など	9月分諸経費		
未払法人税等	宮城県・石巻市・ 仙台市	当期法人税等		92,800
未払消費税等	石巻税務署	当期消費税		660,600
預り金	従業員	雇用保険料など		78,236
流動負債合計				3,498,836
(固定負債)				
固定負債合計				
負債合計				3,498,836
正味財産				54,788,621

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
建物			41.4㎡ 石巻市 1,489,472円	防災・地域づくり
建物			石巻市 5,374,501円	防災・地域づくり
建物			石巻市 942,196円	防災・地域づくり
合計			7,806,169円	

附属明細書

平成30年10月 1日から令和1年 9月30日まで

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当事項なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法に基づく低価法
- (3) 固定資産の減価償却方法
建物は定額法、その他の固定資産は定率法による
- (4) 引当金の計上基準
該当事項なし
- (5) 消費税等の会計処理
税込方式による

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
震災伝承準備積立資産	1,000,000	1,223,952		2,223,952
寄付者特定資金 (3.11メモリアルネットワーク基金)	6,302,192	14,199,558		20,501,750
小 計	7,302,192	15,423,510		22,725,702
合 計	7,302,192	15,423,510		22,725,702

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財 産からの充当 額)	(うち一般正味 財 産からの充当 額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
震災伝承準備資産	2,223,952	()	(2,223,952)	()
寄付者特定資金 (3.11メモリアルネットワーク基金)	20,501,750	(20,501,750)	()	()
小 計	22,725,702	(20,501,750)	(2,223,952)	()
合 計	22,725,702	(20,501,750)	(2,223,952)	()

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具/2台所有	460,000	459,998	2
建物/南浜つなぐ館	3,385,800	1,896,328	1,489,472
什器備品/デスクトップ PC	488,808	488,807	1
建物/南浜つなぐ館増築工事	7,924,070	2,549,569	5,374,501
建物/南浜つなぐ館下屋工事	1,342,000	399,804	942,196
3次元モデル作成ソフトウェア	1,181,520	433,224	748,296
什器備品/プロジェクター	615,600	615,599	1
合 計	15,397,798	6,843,329	8,554,469

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収入金／復興庁、宮城県、石巻市など	15,566,423		15,566,423
合 計	15,566,423		15,566,423

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取補助金等 (行政)	復興庁「心の復興」事業H30		3,451,508	3,451,508		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	復興庁「心の復興」R1		2,809,361	2,809,361		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	復興庁コトエネット事業H30		3,205,749	3,205,749		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	復興庁コトエネット事業R1		3,339,645	3,339,645		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	宮城県絆力震災復興支援H30		607,678	607,678		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	宮城県絆力震災復興支援R1		203,008	203,008		指定正味財産
受取補助金等 (行政)	石巻市地域おこし協力隊補助		108,204	108,204		指定正味財産
受取助成金等 (民間)	日本NPOセンターしんきんの絆 (第3、5期)	4,985,286		1,050,740	3,934,546	指定正味財産
受取助成金等 (民間)	日本NPOセンター現地応援基金	1,788,758	-269,837	1,186,782	332,139	指定正味財産
受取助成金等 (民間)	3.11MN震災伝承ネットワーク		5,918,940	5,918,940		指定正味財産
受取助成金等 (民間)	Yahoo!基金2018年度復興支援助成	579,293	580,009	1,159,301	1	指定正味財産
受取助成金等 (民間)	Yahoo!基金2019年度復興支援助成		2,250,000	975,319	1,274,681	指定正味財産
受取指定寄付金	クラウドファンディング南浜施設充実	1,132,094		189,899	942,195	指定正味財産
受取指定寄付金	みやぎチャレンジプロジェクト		1,004,383		1,004,383	指定正味財産
受取指定寄付金	南浜つなぐ館拡張指定寄付		223,940		223,940	指定正味財産
受取指定寄付金	3.11MN基金助成	6,302,192	14,199,558		20,501,750	指定正味財産
合 計		14,787,623	37,632,146	24,206,134	28,213,635	

7. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
復興庁「心の復興」事業H30	3,451,508
復興庁コトエネット事業	2,809,361
復興庁コトエネット事業H30	3,205,749
復興庁コトエネット事業R1	3,339,645
宮城県絆力震災復興支援H30	607,678
宮城県絆力震災復興支援R1	203,008
石巻市地域おこし協力隊補助	108,204
日本NPOセンターしんきんの絆 (第3、5期)	1,050,740
日本NPOセンター現地応援基金	1,186,782
3.11MN震災伝承ネットワーク	5,918,940
Yahoo!基金2018年度復興支援助成	1,159,301
Yahoo!基金2019年度復興支援助成	975,319
クラウドファンディング南浜施設充実	189,899
合 計	24,206,134

9. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

属性	法人等の名称	事業の内容又は職業		関連内容: 役員の兼務等	取引の金額
	住所	資産総額	議決権の所有割合	関連内容: 事業上の関係	科目名
				取引の内容	期末残高
役員	有限会社 大丸	賃貸駐車場、テナント事業、F C		兼任1名	518,400
	石巻市大街道東一丁目2-39	の学習塾経営		土地の賃借	
			0.00	駐車場の賃借	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

近隣地の実勢価格を勘案の上価格交渉し、安価な価格で決定し発注しています。

正味財産増減計算書

平成30年10月1日から令和1年9月30日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	260,000	200,000	60,000
受取寄付金	1,068,415	2,007,462	-939,047
受取寄付金	878,516	1,815,556	-937,040
受取寄付金振替額	189,899	191,906	-2,007
事業収益	24,118,910	24,565,056	-446,146
役務収益	5,196,015	4,467,043	728,972
物販収益	200,000	204,173	-4,173
請負事業(行政)	14,411,775	13,252,400	1,159,375
請負事業(民間)	4,311,120	6,641,440	-2,330,320
受取補助金等	24,016,235	17,474,312	6,541,923
受取補助金振替(行政)	13,725,153	11,487,854	2,237,299
受取助成金振替(民間)	10,291,082	5,986,458	4,304,624
雑収益	314,792	525,664	-210,872
受取利息	187	125	62
雑収益	314,605	525,539	-210,934
経常収益計	49,778,352	44,772,494	5,005,858
(2) 経常費用			
事業費	49,082,180	44,060,254	5,021,926
給料手当	23,276,319	20,903,569	2,372,750
法定福利費	2,797,256	2,708,402	88,854
福利厚生費	2,818	26,907	-24,089
募集教育費	56,260	74,200	-17,940
外注費	1,760,825	611,384	1,149,441
寄付金	370,000	0	370,000
委託費	450,000	0	450,000
旅費交通費	4,094,918	2,562,520	1,532,398
通信運搬費	967,805	1,685,809	-718,004
減価償却費	2,722,220	2,067,238	654,982
消耗品費	1,117,449	3,963,403	-2,845,954
印刷製本費	401,993	405,734	-3,741
新聞図書費	90,460	84,708	5,752
燃料費	550,394	629,064	-78,670
光熱水料費	877,512	867,397	10,115
地代家賃	1,981,800	1,685,124	296,676
保守料	288,576	279,720	8,856
保険料	482,260	507,900	-25,640
諸謝金	1,617,252	1,118,872	498,380
租税公課	1,579,200	1,390,300	188,900
支払手数料	135,851	55,298	80,553
諸会費	61,794	56,250	5,544
支払報酬	292,248	324,000	-31,752
車両関連費	391,269	97,701	293,568
売上原価	148,356	235,532	-87,176
リース料	876,415	1,347,348	-470,933
広報費	1,425,600	0	1,425,600
雑費	265,330	371,874	-106,544
管理費	410,965	351,711	59,254
広報費	72,978	72,978	0
通信運搬費	3,363	1,196	2,167

租税公課	15,500	7,300	8,200
消耗品費	12,200	1,137	11,063
慶弔費	15,000	5,000	10,000
支払手数料	324	4,900	-4,576
支払報酬	291,600	259,200	32,400
経常費用計	49,493,145	44,411,965	5,081,180
評価損益調整前経常増減額	285,207	360,529	-75,322
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	285,207	360,529	-75,322
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	14,999	0	14,999
経常外収益計	14,999	0	14,999
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	1	1	0
経常外費用計	1	1	0
当期経常外増減額	14,998	-1	14,999
当期一般正味財産増減額	300,205	360,528	-60,323
一般正味財産増減額	300,205	360,528	-60,323
一般正味財産期首残高	26,274,781	25,914,253	360,528
一般正味財産期末残高	26,574,986	26,274,781	300,205
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	32,204,265	15,891,102	16,313,163
受取助成金	32,204,265	15,891,102	16,313,163
受取寄付金	1,228,323	10,000	1,218,323
受取寄付金	1,228,323	10,000	1,218,323
寄付者指定資金	4,199,558	6,302,192	-2,102,634
3.11メモリアルネットワーク基金	4,199,558	6,302,192	-2,102,634
一般正味財産への振替額	24,206,134	17,666,218	6,539,916
当期指定正味財産増減額	13,426,012	4,537,076	8,888,936
指定正味財産期首残高	14,787,623	10,250,547	4,537,076
指定正味財産期末残高	28,213,635	14,787,623	13,426,012
III 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	54,788,621	41,062,404	13,726,217

正味財産増減計算書内訳表
平成30年10月1日から令和1年9月30日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業		収益事業	法人会計	合計
	公益事業1 防災・地域 づくり		IT事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	130,000	0	0	130,000	260,000
受取寄付金	130,000	0	0	130,000	260,000
受取寄付金	629,157	0	0	439,258	1,068,415
受取寄付金振替額	439,258	0	0	439,258	878,516
事業収益	21,557,390	2,561,520	0	0	24,118,910
役務収益	5,196,015	0	0	0	5,196,015
物販収益	200,000	0	0	0	200,000
請負事業(行政)	12,716,175	1,695,600	0	0	14,411,775
請負事業(民間)	3,445,200	865,920	0	0	4,311,120
受取補助金等	24,016,235	0	0	0	24,016,235
受取補助金振替(行政)	13,725,153	0	0	0	13,725,153
受取助成金振替(民間)	10,291,082	0	0	0	10,291,082
受取負担金	0	0	0	0	0
雑収益	314,637	0	0	155	314,792
受取利息	32	0	0	155	187
雑収益	314,605	0	0	0	314,605
経常収益計	46,647,419	2,561,520	0	569,413	49,778,352
(2) 経常費用					
事業費	47,791,318	1,290,862	0	0	49,082,180
給料手当	23,006,319	270,000	0	0	23,276,319
法定福利費	2,559,134	238,122	0	0	2,797,256
福利厚生費	2,818	0	0	0	2,818
募集教育費	56,260	0	0	0	56,260
外注費	1,455,225	305,600	0	0	1,760,825
寄付金	370,000	0	0	0	370,000
委託費	450,000	0	0	0	450,000
旅費交通費	4,090,818	4,100	0	0	4,094,918
通信運搬費	941,045	26,760	0	0	967,805
減価償却費	2,604,068	118,152	0	0	2,722,220
消耗品費	1,087,717	29,732	0	0	1,117,449
印刷製本費	401,993	0	0	0	401,993
新聞図書費	90,460	0	0	0	90,460
燃料費	550,394	0	0	0	550,394
光熱水料費	877,512	0	0	0	877,512
地代家賃	1,981,800	0	0	0	1,981,800
保守料	288,576	0	0	0	288,576
保険料	413,260	69,000	0	0	482,260
諸謝金	1,617,252	0	0	0	1,617,252
租税公課	1,351,100	228,100	0	0	1,579,200
支払手数料	134,555	1,296	0	0	135,851
諸会費	61,794	0	0	0	61,794
支払報酬	292,248	0	0	0	292,248
車両関連費	391,269	0	0	0	391,269
売上原価	148,356	0	0	0	148,356
リース料	876,415	0	0	0	876,415
広報費	1,425,600	0	0	0	1,425,600
雑費	265,330	0	0	0	265,330
管理費	0	0	0	410,965	410,965
広報費	0	0	0	72,978	72,978
通信運搬費	0	0	0	3,363	3,363
租税公課	0	0	0	15,500	15,500
消耗品費	0	0	0	12,200	12,200
慶弔費	0	0	0	15,000	15,000
支払手数料	0	0	0	324	324
支払報酬	0	0	0	291,600	291,600
経常費用計	47,791,318	1,290,862	0	410,965	49,493,145
評価損益調整前経常増減額	-1,143,899	1,270,658	0	158,448	285,207
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-1,143,899	1,270,658	0	158,448	285,207
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
固定資産売却益	14,999	0	0	0	14,999
経常外収益計	14,999	0	0	0	14,999
(2) 経常外費用					
固定資産売却損	1	0	0	0	1
固定資産除却損	1	0	0	0	1
経常外費用計	1	0	0	0	1
当期経常外増減額	14,998	0	0	0	14,998
他会計振替額	635,329	-635,329	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-493,572	635,329	0	158,448	300,205
一般正味財産増減額	-493,572	635,329	0	158,448	300,205
一般正味財産期首残高	-2,212,789	2,243,022	0	26,244,548	26,274,781
一般正味財産期末残高	-2,706,361	2,878,351	0	26,402,996	26,574,986
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	32,204,265	0	0	0	32,204,265
受取助成金	32,204,265	0	0	0	32,204,265
寄付者指定資金	4,199,558	0	0	0	4,199,558
3.11パリアリティネットワーク基金	4,199,558	0	0	0	4,199,558
受取寄付金	1,228,323	0	0	0	1,228,323
受取寄付金	1,228,323	0	0	0	1,228,323
一般正味財産への振替額	24,206,134	0	0	0	24,206,134
当期指定正味財産増減額	13,426,012	0	0	0	13,426,012
指定正味財産期首残高	14,787,623	0	0	0	14,787,623
指定正味財産期末残高	28,213,635	0	0	0	28,213,635
III 正味財産期末残高					
正味財産期末残高	25,507,274	2,878,351	0	26,402,996	54,788,621